



現行	改正後（案）
<p>3 （略）</p> <p>4 災害情報及び被害状況等の報告</p> <p>(1) 被害状況報告の責任者は総務課長とし、「災害情報等報告取扱要領」に基づき、総務課総務係が集計する。</p> <p>(2) （略）</p> <p style="text-align: center;">災害情報等報告取扱要領 (略)</p> <p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節～第6節 （略）</p> <p>第7節 災害時要援護者避難対策計画 (略)</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報伝達 (略)</p> <p>(1) 広報車による伝達</p>	<p>3 （略）</p> <p>4 災害情報及び被害状況等の報告</p> <p>(1) 被害状況報告の責任者は総務課参事とし、「災害情報等報告取扱要領」に基づき、総務課総務係が集計する。</p> <p>(2) （略）</p> <p style="text-align: center;">災害情報等報告取扱要領 (略)</p> <p>第4章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節～第6節 （略）</p> <p>第7節 災害時要援護者避難対策計画 (略)</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報伝達 (略)</p> <p>(1) <u>コミュニティFM（防災ラジオ）による伝達</u></p> <p>(2) <u>町ホームページによる伝達</u></p> <p>(3) <u>そよかぜメールによる伝達</u></p> <p>(4) <u>ツイッターによる伝達</u></p> <p>(5) <u>広報車による伝達</u></p>

現行	改正後（案）
<p>(2) 電話による伝達</p> <p>(3) 町内会・団体等のコミュニティ組織の活用による伝達</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第8節～第10節 (略)</p> <p>第5章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 動員計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の伝達系統</p> <p>(1) 勤務時間中 勤務時間内は、総務課長が庁内放送、携帯一斉メール、無線及び電話等で連絡する。 消防団員への伝達については、消防計画による。</p> <p>(2) 勤務時間外 日直等が、町長、総務課長に電話等で連絡する。総務課長はその旨を消防団及び関係各課長に電話及び無線等で連絡する。</p>	<p>(6) 電話による伝達</p> <p>(7) 町内会・団体等のコミュニティ組織の活用による伝達</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第8節～第10節 (略)</p> <p>第5章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 動員計画 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 動員の伝達系統</p> <p>(1) 勤務時間中 勤務時間内は、総務課参事が庁内放送、携帯一斉メール、無線及び電話等で連絡する。 消防団員への伝達については、消防計画による。</p> <p>(2) 勤務時間外 日直等が、総務課参事、総務係長に電話等で連絡する。総務課参事はその旨をニセコ支署長及び関係各課長に電話及び無線等で連絡する。</p>

現行	改正後（案）
<p data-bbox="501 300 725 328">〈動員の伝達系統〉</p> <p data-bbox="125 347 264 376">勤務時間中</p> <div data-bbox="533 384 714 699"> </div> <p data-bbox="152 730 443 759">※ その他系統は（略）</p> <p data-bbox="125 831 264 860">勤務時間外</p> <div data-bbox="533 868 714 1134"> </div> <p data-bbox="152 1214 443 1243">※ その他系統は（略）</p> <p data-bbox="159 1315 331 1343">4～5 （略）</p>	<p data-bbox="1509 300 1733 328">〈動員の伝達系統〉</p> <p data-bbox="1128 347 1267 376">勤務時間中</p> <div data-bbox="1541 384 1722 699"> </div> <p data-bbox="1155 730 1447 759">※ その他系統は（略）</p> <p data-bbox="1128 831 1267 860">勤務時間外</p> <div data-bbox="1541 868 1722 1134"> </div> <p data-bbox="1155 1214 1447 1243">※ その他系統は（略）</p> <p data-bbox="1162 1315 1335 1343">4～5 （略）</p>

現行	改正後（案）
<p>第3節 災害広報計画 （略）</p> <p>1 住民に対する広報 （略）</p> <p>(1) 災害発生前の広報 気象情報等に基づき予想される災害の規模及び動向等を検討し、これに対処する被害の防止に必要な注意事項をとりまとめ、広報車による広報並びに地区責任者に対し電話・FAX及び伝達員（その都度情報・広報班の班長が所属職員の中から定める。）をもって連絡し、町内会等自主防災組織を通じて広報を行う。実施にあたっては情報の出所を明確にし、誤解等による混乱の防止に万全を期すものとする。</p> <p>(2) 災害発生後の広報 災害発生時の混乱を防止するため、次の事項を主体に広報車、地区責任者、消防団員を通じる方法等により迅速に実施するものとする。 ア～キ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>第3節 災害広報計画 （略）</p> <p>1 住民に対する広報 （略）</p> <p>(1) 災害発生前の広報 気象情報等に基づき予想される災害の規模及び動向等を検討し、これに対処する被害の防止に必要な注意事項をとりまとめ、<u>コミュニティFM（防災ラジオ）、インターネット及び広報車</u>などによる広報並びに地区責任者に対し電話・FAX及び伝達員（その都度情報・広報班の班長が所属職員の中から定める。）をもって連絡し、町内会等自主防災組織を通じて広報を行う。実施にあたっては情報の出所を明確にし、誤解等による混乱の防止に万全を期すものとする。</p> <p>(2) 災害発生後の広報 災害発生時の混乱を防止するため、次の事項を主体に<u>コミュニティFM（防災ラジオ）、インターネット、携帯電話、広報車</u>、地区責任者、消防団員を通じる方法等により迅速に実施するものとする。 ア～キ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

現行	改正後（案）
<p>第4節 水害対策計画 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 水防活動 （1）～（4） （略） （5）避難の指示 ① （略） ② 避難の指示勧告は、広報車、サイレン等により伝達する。</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>第5節 雪害対策計画 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 雪害対策体制 （1）～（2） （略） （3）広報活動 あらゆる広報媒体（テレビ、ラジオ、広報車等）を利用して迅速かつ的確に、次の項目について必要な広報を行う。</p> <p>①～⑦ （略） （4） （略） 3～7 （略）</p>	<p>第4節 水害対策計画 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 水防活動 （1）～（4） （略） （5）避難の指示 ① （略） ② 避難の指示勧告は、<u>コミュニティFM（防災ラジオ）、インターネット、携帯電話</u>、広報車、サイレン等により伝達する。</p> <p>③～⑥ （略）</p> <p>第5節 雪害対策計画 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 雪害対策体制 （1）～（2） （略） （3）広報活動 あらゆる広報媒体（テレビ、ラジオ、<u>コミュニティFM（防災ラジオ）、インターネット、携帯電話</u>、広報車等）を利用して迅速かつ的確に、次の項目について必要な広報を行う。</p> <p>①～⑦ （略） （4） （略） 3～7 （略）</p>

現行	改正後（案）
<p>第6節～第7節（略）</p> <p>第8節 避難対策計画 （略）</p> <p>1 避難活動 （1）～（2）（略） （3）住民への避難警報の伝達 ① サイレン （略）</p> <p>② 広報車による伝達 （略）</p> <p>③ 個別訪問による伝達（略） ④ テレビ、ラジオ等による伝達（略） （4）～（5）（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第6節～第7節（略）</p> <p>第8節 避難対策計画 （略）</p> <p>1 避難活動 （1）～（2）（略） （3）住民への避難警報の伝達 ① サイレン （略）</p> <p><u>② コミュニティFM（防災ラジオ）の緊急放送による伝達</u> <u>③ インターネットによる伝達（町ホームページ、ツイッター）</u> <u>④ 携帯電話による伝達（そよかぜメール、エリアメールなど）</u></p> <p>⑤ 広報車による伝達 （略）</p> <p>⑥ 個別訪問による伝達（略） ⑦ テレビ、ラジオ等による伝達（略） （4）～（5）（略）</p> <p>2～4（略）</p>

現行					改正後（案）				
5 避難場所等 (1) 災害時等における避難場所及び避難所は下表「町指定避難所」のとおりである。					5 避難場所等 (1) 災害時等における避難場所及び避難所は下表「町指定避難所」のとおりである。				
町指定避難所					町指定避難所				
一時 避難場所	二次 避難所	施設名	所在地	電話番号	一時 避難場所	二次 避難所	施設名	所在地	電話番号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	●	福井 <u>地域</u> コミュニティセンター	ニセコ町字福井 379番地2			●	福井 <u>地区</u> コミュニティセンター	ニセコ町字福井 379番地2	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)					(2) (略)				
第9節～第26節 (略)					第9節～第26節 (略)				
第6章 (略)					第6章 (略)				

現行	改正後（案）
<p>第7章 事故災害対策計画 （略）</p> <p>第1節 道路災害対策計画 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合の情報伝達システムは、下図のとおりである。</p> <p>【国が管理する道路の場合】</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 80px;"> 俱知安道路 事務所 </div> <div style="margin-left: 20px;">（以下の図略）</div> </div> <p>(2)～(7) （略）</p>	<p>第7章 原子力災害対策計画</p> <p>電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出及び核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により生ずる災害の防災対策に関する計画は、ニセコ町地域防災計画別冊である「原子力防災計画編」、「原子力防災計画資料編」及び「退避等措置計画編」による。</p> <p>第8章 事故災害対策計画 （略）</p> <p>第1節 道路災害対策計画 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 情報通信</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合の情報伝達システムは、下図のとおりである。</p> <p>【国が管理する道路の場合】</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 80px;"> 俱知安開発 事務所 </div> <div style="margin-left: 20px;">（以下の図略）</div> </div> <p>(2)～(7) （略）</p>

現行	改正後（案）
<p data-bbox="125 300 416 331">第2節～第5節（略）</p> <p data-bbox="125 395 434 427">第8章 復旧・復興計画</p> <p data-bbox="125 443 416 475">第1節～第4節（略）</p>	<p data-bbox="1133 300 1424 331">第2節～第5節（略）</p> <p data-bbox="1133 395 1442 427">第9章 復旧・復興計画</p> <p data-bbox="1133 443 1424 475">第1節～第4節（略）</p>